

## 第1章 調査の趣旨、実施方法等

### 1. 本調査の趣旨・目的

雇用保険は、ハローワークの窓口での職業相談・職業紹介を受けるなどの求職活動を行った失業者に対し、失業給付等を支給し、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるようにすることを目的としている。

この失業給付の基本手当<sup>1</sup>については、2016（平成28）年3月末に成立した雇用保険法改正法案の国会審議の際の附帯決議において、「基本手当の受給者及び受給終了者について、再就職できない理由及び生活の実態を調査すること。」が盛り込まれたところである。

このような状況も踏まえ、今般、雇用保険の受給資格取得者を対象に、雇用保険（失業給付基本手当）受給後の実態等を調査するものである。

### 2. 調査名

「雇用保険受給資格取得者実態調査」

### 3. 主な調査事項

調査項目の主なものを例示すると以下のとおりである。

- ・雇用保険受給資格者の雇用保険（失業給付基本手当）受給中の求職活動実態
- ・雇用保険（失業給付基本手当）受給終了者の再就職できない理由及び現在の生活実態
- ・雇用形態別の離職前賃金・再就職賃金の比較

### 4. 実施方法

#### (1) アンケート調査の実施方法

アンケート調査の実施は、**図表1-1**の①～⑧の手順で行った。

- ①～②：厚生労働省、労働局、ハローワークが協議・調整し、各ハローワーク<sup>2</sup>で調査を行う調査対象者の人数を確定。
- ③～④：厚生労働省は、各ハローワーク毎の調査対象者の人数を当機構担当者に伝達し、当機構担当者は当該人数を調査委託事業者に伝達。
- ⑤：調査委託事業者から各ハローワーク宛て<sup>3</sup>に、定められた人数分のアンケート調査票を郵送。
- ⑥：各ハローワークは、アンケート調査票の安定所記入欄<sup>4</sup>に記入の上、調査対象者宛てに

<sup>1</sup> 雇用保険（失業給付基本手当）の制度の概要については本章末尾の参考を参照。

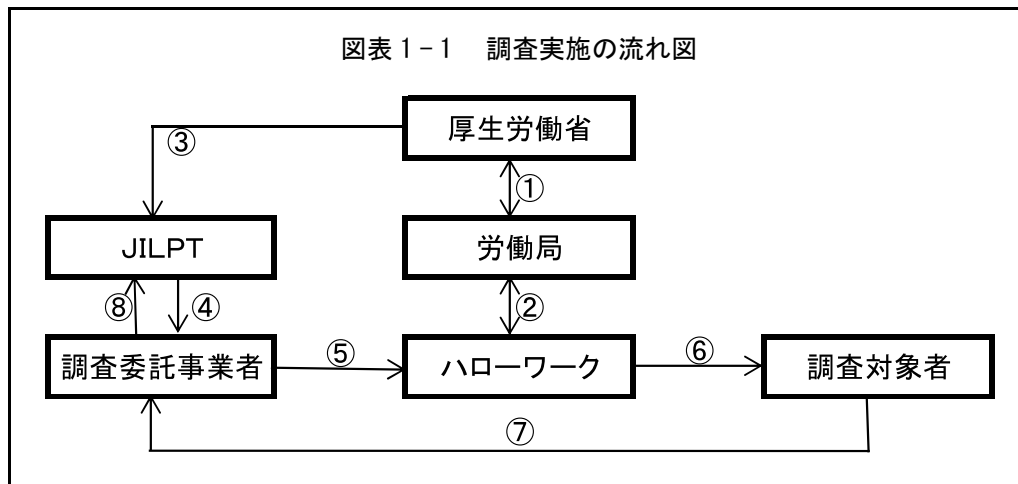
<sup>2</sup> 今回の調査では、「平成28年熊本地震」の影響を踏まえ、熊本県、大分県のハローワークは除外している。

<sup>3</sup> 一部の県においては、労働局に郵送。

<sup>4</sup> 安定所記入欄は、対象者の属性区分として、01給付制限中に就職した者、02受給中（受給開始後1ヶ月以内）に就職した者、03受給中（受給開始後1ヶ月超3ヶ月以内）に就職した者、04受給中（受給開始後1ヶ月超6ヶ月以内）に就職した者、05受給中（受給開始後6ヶ月超1年以内）に就職した者、06受給終了後1ヶ月以内

調査票を郵送。

- ⑦：調査対象者は、アンケート調査に回答し、調査委託事業者宛てに、回答済みのアンケート調査票を返送。
- ⑧：当機構担当者は調査委託事業者により入力・作成されたアンケート調査票データを用いて、分析、とりまとめを実施。



## (2) 調査の対象者

2013（平成25）年度に各ハローワークにおいて雇用保険（失業給付基本手当）の受給資格決定を受けた者（全国で約10,000人）。対象者はハローワークにおいて任意に抽出。

なお、2013（平成25）年度の雇用保険（失業給付基本手当）の受給資格決定件数は1,665,847件であるので、そのうちの約0.6%が今回の調査の調査対象となっている。

## (3) 調査方法：郵送調査

## (4) 調査委託事業者：株式会社タイム・エージェント

## (5) 調査実施期間：2016（平成28）年8月19日～9月2日

## 5. 回収状況等

### (1) 発送／回答数

- ・ 発送数は約10,000人
- ・ 有効回答数 2,304人（有効回答率：約23.0%）

### (2) 調査回答者の概況

調査回答者の性・年齢別の状況は、全体で2,304人のうち、男性907人（全体の39.4%）、女性1,383人（60.0%）となっており、女性の回答者が多くなっている。2013（平成25）年

に就職した者、07受給終了後1ヶ月超2ヶ月以内に就職した者、08受給終了後2ヶ月超3ヶ月以内に就職した者、09受給終了後3ヶ月超6ヶ月以内に就職した者、10受給終了後6ヶ月超1年以内に就職した者、11受給終了後1年超で就職した者、12未就職者、を記載している。

度の雇用保険（失業給付基本手当）の受給資格決定件数1,665,847件のうち、男性699,893件（全体の42.0%）、女性965,954件（58.0%）となっているので、同様の傾向と考えられる。

年齢別には、60歳以上26.3%、50代22.4%、40代22.0%、30代21.3%、20代7.5%と年齢が高くなるに従って、回答者数も多くなっている。60歳以上の回答者数が多いのは、男性の回答者数が多い（39.1%）ことが影響している（図表1-2）。

図表1-2 調査回答者の性・年齢別の状況

	全体	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答
全体	2,304人	172人	490人	508人	517人	607人	10人
	100.0%	7.5%	21.3%	22.0%	22.4%	26.3%	0.4%
男	907人	51人	140人	161人	200人	355人	-
	100.0%	5.6%	15.4%	17.8%	22.1%	39.1%	-
女	1,383人	121人	350人	346人	315人	250人	1人
	100.0%	8.7%	25.3%	25.0%	22.8%	18.1%	0.1%

（注）男女別の回答をしなかった者がいるため、「全体」と「男」と「女」の計が一致しない場合がある。

調査回答者の学歴別の状況は、高校卒が41.1%と最も多く、次いで大学卒24.7%、高専・短大卒14.6%、専修学校卒13.2%と続いている（図表1-3）。

図表1-3 調査回答者の学歴別の状況

	全体	中学卒	高校卒	専修学校卒 (専門課程)	高専・短大 卒	大学卒	大学院卒	無回答
全体	2,304人	113人	946人	304人	337人	569人	25人	10人
	100.0%	4.9%	41.1%	13.2%	14.6%	24.7%	1.1%	0.4%

ハローワークで記入した、調査回答者の属性区分（受給状況及び就職時期別）は、給付制限中に就職した者10.5%、受給中に就職した者25.3%、受給終了後就職した者29.4%、未就職者29.2%となっている（図表1-4）。

図表1-4 調査回答者の属性区分（受給状況及び就職時期別）（安定所記入欄）

全体	01 給付制限 中に就職 した者	02 受給中 (受給開 始後1ヶ 月以内) に就職し た者	03 受給中 (受給開 始後1ヶ 月超3ヶ 月以内) に就職し た者	04 受給中 (受給開 始後3ヶ 月超6ヶ 月以内) に就職し た者	05 受給中 (受給開 始後6ヶ 月超1年 以内)に 就職した 者	06 受給終了 後1ヶ月 以内に就 職した者	07 受給終了 後1ヶ月 超2ヶ月 以内に就 職した者	08 受給終了 後2ヶ月 超3ヶ月 以内に就 職した者	09 受給終了 後3ヶ月 超6ヶ月 以内に就 職した者	10 受給終了 後6ヶ月 超1年以 内に就職 した者	11 受給終了 後1年超 で就職し た者	12 未就職者	無回答
2,304人	242人	119人	240人	154人	70人	172人	104人	75人	139人	126人	62人	673人	128人
100.0%	10.5%	5.2%	10.4%	6.7%	3.0%	7.5%	4.5%	3.3%	6.0%	5.5%	2.7%	29.2%	5.6%
100.0%	10.5%	25.3%				29.4%						29.2%	5.6%

（注）01～12の区分は安定所記入欄の区分である。

## (参考) 雇用保険（失業給付基本手当）の制度の概要<sup>5</sup>

雇用保険（失業給付基本手当）は、雇用保険の被保険者が、定年、倒産、契約期間の満了等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職するよう支給するものであり、その制度の概要は以下のとおりである。

### 1. 雇用保険（失業給付基本手当）を受けるまでの手続き

雇用保険（失業給付基本手当）を受けるまでの流れは概ね以下のとおりである。

- ① 離職後、勤めていた会社から雇用保険被保険者離職票を受け取る。
- ② 住居を管轄するハローワークに行き、「求職の申込み」を行った後、「雇用保険被保険者離職票」を提出する。

※求職の申込み後の、失業の状態にある7日間は「待期」といい、雇用保険（失業給付基本手当）は支給されない。

- ③ ハローワークでは、受給要件を満たしていることを確認した上で、受給資格の決定を行う。この際に離職理由についても判定する。

※離職理由に関し、自己都合などで退職した場合、待期間満了後3か月間は雇用保険（失業給付基本手当）が支給されない（離職理由による給付制限）。

- ④ 受給資格の決定後、受給説明会（雇用保険受給者初回説明会）の日時が決定する。
- ⑤ 雇用保険受給者初回説明会に出席した際に、「雇用保険受給資格者証」「失業認定申告書」が渡され、第1回目の「失業認定日」が決定する。

※本調査の調査対象者である「雇用保険受給資格取得者」とは、「雇用保険受給資格者証」を取得した者のことである。

- ⑥ 指定された日に管轄のハローワークに行き、「失業認定申告書」に求職活動の状況等を記入し、「雇用保険受給資格者証」とともに提出することにより、失業の認定（失業状態にあることの確認）を受ける（原則として4週間に一度）。

※失業に認定に当たっては、この期間に、原則として2回以上の求職活動の実績が必要となる。

- ⑦ 失業の認定を行った日から、通常5営業日で、指定した金融機関の預金口座に雇用保険（失業給付基本手当）が振り込まれる。再就職が決まるまで、所定給付日数（雇用保険（失業給付基本手当）が支給される最高日数）を限度として、「失業の認定」「受給」を繰り返しながら、仕事を探すことができる。

### 2. 雇用保険（失業給付基本手当）の受給要件

雇用保険の被保険者が離職して、次の①及び②のいずれにも該当するとき、雇用保険（失

<sup>5</sup> ハローワークインターネットサービスを参照（平成28年10月1日参照）  
[https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance\\_basicbenefit.html](https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_basicbenefit.html)

業給付基本手当) が支給される。

- ① ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること。
- ② 離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あること。ただし、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び、特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上ある場合でも可。

### 3. 雇用保険（失業給付基本手当）の支給額

雇用保険で受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」という。この「基本手当日額」は原則として離職した日の直前の6か月に毎月きまって支払われた賃金（賞与等を除く。）の合計を180で割って算出した金額（賃金日額）のおよそ50～80%（60歳～64歳については45～80%）であり、賃金の低い方ほど高い率となっている。

また、基本手当日額は年齢区分ごとにその上限額が定められており、現在は次のとおりとなっている（図表1-5）。

図表1-5 支給額の上限額（平成28年8月1日現在）

年齢区分	上限額
30歳未満	6,370円
30歳以上45歳未満	7,075円
45歳以上60歳未満	7,775円
60歳以上65歳未満	6,687円

### 4. 雇用保険（失業給付基本手当）の給付日数

雇用保険の一般被保険者に対する基本手当の所定給付日数（基本手当の支給を受けることができる日数）は、受給資格に係る離職の日における年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定され、90日～360日の間で決められている。

特に、特定受給資格者及び特定理由離職者については、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となっている（図表1-6）。

図表 1-6 基本手当の所定給付日数

区分		被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		1年未満	1年以上 5年未満	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
特定受給 資格者、 特定理由 離職者	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—		
	30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日		
	35歳以上45歳未満		180日	240日	270日	330日		
	45歳以上60歳未満		150日	180日	210日	240日		
	60歳以上65歳未満		—	90日	120日	150日		
上記以外 の離職者	全年齢	—	90日	120日	150日			

(注) 対象者の区分には、上記以外に「就職困難者」(障害者等で就職が著しく阻害されている人)の区分もある。

## 5. 再就職手当

再就職手当は、雇用保険(失業給付基本手当)の受給資格のある人が安定した職業に就いた場合(雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など)に、基本手当の支給残日数(就職日の前日までの失業の認定を受けた後の残りの日数)が所定給付日数の3分の1以上あり、一定の要件に該当する場合に支給される。支給額の計算は以下のとおりとなっており、早く再就職すると、給付率がより高くなるよう設計されている。

### ○基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の人

再就職手当＝所定給付日数の支給残日数×60%(給付率)×基本手当日額

### ○基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上の人

再就職手当＝所定給付日数の支給残日数×50%(給付率)×基本手当日額